

「店頭外国為替証拠金取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更

(平成28年2月8日)

現 行	変 更 後
<p>第1条～第11条 (省 略)</p>	<p>第1条～第11条 (現行どおり)</p>
<p>第12条 (為替レート)</p> <p>本取引における為替レートは、インターバンク市場の実勢レート等を基準に市場の状況に応じて当社が提示するレートです。</p> <p>2 前項のレートの提示方法は、売値および買値を同時に提示するツウ・ウェイ方式です。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第12条 (為替レート)</p> <p>本取引における為替レートは、インターバンク市場の実勢レート等を基準に市場の状況に応じて当社が提示するレートです。</p> <p>2 前項のレートの提示方法は、売値および買値を同時に提示するツウ・ウェイ方式です。</p> <p><u>3 マーケットの流動性が著しく低下する場合および当社におけるカバー方式等により、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあることを、お客様はあらかじめ了承するものとします。(トライオートFX・FX24のみ)</u></p>
<p>第13条～第25条 (省 略)</p>	<p>第13条～第25条 (現行どおり)</p>
<p>第26条 (免責事項)</p> <p>(1)～(19) (省 略)</p> <p>(20) 第27条第4項の定めにより、お客さまに生じた一切の損害。</p>	<p>第26条 (免責事項)</p> <p>(1)～(19) (現行どおり)</p> <p>(20) 第27条第4項<u>同5項</u>の定めにより、お客さまに生じた一切の損害。</p>
<p>第27条 (取引の制限・禁止行為)</p> <p>1. ～3. (省 略)</p> <p>4 お客さまが当社と行う取引について、前項の禁止行為が行われた場合、当社は事前に通知することなくお客さまの取引口座の新規取引を規制し、過去に遡り約定を取消することができることとします。これにより不足金が発生した場合、当該不足金について当社はお客さまに請求できるものとする。また、当該禁止行為により当社が損害を被った場合は、お客さまは当該損害に対し賠償責任を負うものとします。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第27条 (取引の制限・禁止行為)</p> <p>1. ～3. (現行どおり)</p> <p>4 お客さまが当社と行う取引について、前項の禁止行為が行われた場合、<u>および前項の禁止事項の可能性があると当社が判断した場合</u>、当社は事前に通知することなくお客様の取引口座の新規取引の規制、<u>またはお客様の注文約定の方法を先カバー方式に変更できるものとする。先カバー方式とは、当社がおお客様の注文を受注した場合、カバー先金融機関でおお客様のカバー注文を執行し、その執行価格に当社のマークアップを上乗せした価格をおお客様の約定価格とする方法です。</u></p> <p><u>5 当社は、同3項の禁止事項に該当する取引による約定を過去に遡り取り消すことができることとします。これにより不足金が発生した場合、当該不足金について当社はお客さまに請求できるものとする。また、当該禁止行為により当社が損害を被った場合は、</u></p>

現 行	変 更 後
<p data-bbox="405 465 533 495">(以下省略)</p> <p data-bbox="592 562 799 591"><u>平成27年12月26日</u></p>	<p data-bbox="850 129 1497 208"><u>お客さまは当該損害に対し賠償責任を負うものとしま</u> <u>す。</u></p> <p data-bbox="1050 465 1257 495">(以下現行どおり)</p> <p data-bbox="1278 562 1485 591"><u>平成28年2月8日</u></p>